

一般社団法人 日本がん薬剤学会

定款

平成 24 年 12 月 24 日

変更：平成 26 年 8 月 28 日

変更：平成 27 年 7 月 17 日

変更：令和 1 年 5 月 12 日

変更：令和 2 年 9 月 10 日

一般社団法人日本がん薬剤学会定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人日本がん薬剤学会と称する。英語表記は **Japanese Society of Oncology Pharmacy Practitioners** と表示する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷三丁目3番11号 株式会社コンパス内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、出来る限り最良のがん薬物療法を提供することにより、がん患者の生活の質の向上を図ることを目的とする。また、**International Society of Oncology Pharmacy Practitioners (ISOPP)**に連携する組織として、最新のがん薬剤学領域の情報を交換する場を提供することにより、がん薬剤学領域における実務家、研究者の資質向上を図る。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術大会の開催
- 二 抗悪性腫瘍剤調製ガイドラインの策定
- 三 がん薬剤学領域における多施設共同研究の推進
- 四 がん薬剤学領域における実務家、研究者の教育
- 五 関連学術団体との連携および協力
- 六 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

第5条 (法人の構成員)

この法人は、この法人の事業に賛同し、腫瘍学分野に関心を持つ薬剤師ならびに医療従事者であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

第6条（社員の資格の取得）

この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

第7条（経費の負担）

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第8条（任意退社）

社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第9条（除名）

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

第10条（社員資格の喪失）

前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- 二 総社員が同意したとき
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

第11条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第12条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額

- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条（開催）

この法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要があるときに随時招集する。

第14条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条（社員による召集請求）

総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第16条（議長）

社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

第17条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第18条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

第19条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

第20条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上15名以内
 - 二 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

第21条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

第22条（理事の職務及び権限）

理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

第23条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 資産及び会計

第26条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第27条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第28条（剰余金の分配の禁止）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

第29条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第30条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第31条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第32条（公告）

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。